

定 款

一般社団法人 自動車公正取引協議会

一般社団法人自動車公正取引協議会定款目次

| | | | |
|------|--------|---------------------|----|
| 第1章 | 総 | 則（第1条～第2条） | 1 |
| 第2章 | 目的及び事業 | （第3条～第4条） | 1 |
| 第3章 | 会 | 員（第5条～第11条） | 2 |
| 第4章 | 総 | 会（第12条～第22条） | 3 |
| 第5章 | 役 | 員等（第23条～第31条） | 5 |
| 第6章 | 理 | 事会（第32条～第37条） | 7 |
| 第7章 | 委 | 員会（第38条） | 8 |
| 第8章 | 財 | 産及び会計（第39条～第42条） | 8 |
| 第9章 | 定 | 款の変更及び解散（第43条～第46条） | 9 |
| 第10章 | 事 | 務局（第47条） | 9 |
| 第11章 | 公 | 告の方法（第48条） | 9 |
| 第12章 | 補 | 則（第49条） | 10 |
| 附 | 則 | | 10 |

一般社団法人自動車公正取引協議会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本協議会は、一般社団法人自動車公正取引協議会と称し、英文では、Automobile Fair Trade Council (略称「AFTC」)と表記する。

(事務所)

第2条 本協議会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。
2 本協議会は、事務取扱所を各都道府県に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協議会は、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第11条第1項に基づいて認定を受けた「自動車業における表示に関する公正競争規約」（昭和46年公正取引委員会告示第76号）及び「二輪自動車業における表示に関する公正競争規約」（平成15年公正取引委員会告示第17号）並びに「自動車業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」（昭和54年公正取引委員会告示第46号）（以下これらを総称して「規約」という。）を円滑かつ効果的に運用することにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択に資するとともに、自動車の取引の公正化を図り、もって国民生活の安定向上と自動車業界の健全な発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 一般消費者及び事業者に対する規約の普及啓発に関すること。
- (2) 一般消費者及び事業者からの規約に関する相談並びに規約の適用を受ける事業者の指導に関すること。
- (3) 規約に基づく表示基準及び景品類の提供の制限に関する基準の設定に関すること。
- (4) 規約の適用を受ける事業者の規約遵守状況の調査に関すること。
- (5) 規約の規定に違反する疑いのある事実の調査及び規約の規定に違反する事業者 に対する是正のための措置に関すること。
- (6) 景品表示法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。
- (7) 自動車の取引の公正化に関する研究に関すること。
- (8) 一般消費者からの苦情の処理に関すること。
- (9) 関係官公庁及び関係団体との連絡に関すること。
- (10) その他本協議会の目的を達成するために必要なこと。

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会 員

(本協議会の構成員)

第5条 本協議会は、本協議会の事業に賛同する個人、事業者又は事業者団体であつて、次条の規定により本協議会の会員となつた者をもつて構成する。

2 本協議会に次の会員を置く。

(1) 普通会员

本協議会の事業に賛同して入会した事業者団体

(2) 特別会員

本協議会の目的を推進するため必要があるとして普通会员が推薦した者又は学識経験者であつて、理事会において承認された者

(3) 維持会員

本協議会の事業に賛同して入会した事業者

(4) 賛助会員

本協議会の事業を賛助する個人、事業者又は事業者団体

3 前項の会員のうち普通会员及び特別会員をもつて正会員とし、これを一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 本協議会の会員になろうとする者は、理事会において別に定めるところにより、入会申込書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員（特別会員を除く。）は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出して、任意にいつでも退会することができる。

2 会員は、前項により退会しようとするときは、納付すべき会費、負担金等で未納のものは、完納しなければならない。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、総会の日の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、当該総会において決議する前に弁明する機会を与えなければならない。

(1) 本定款及びその他の規則に違反したとき。

(2) 本協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の決議のあったときは、除名の理由を明らかにした書面をもって、その旨を当該会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第 10 条 会員は、前 2 条の場合のほか、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 会員が死亡し又は失踪宣告を受けたとき。
- (2) 事業者又は事業者団体が解散したとき。
- (3) 2 年以上会費を滞納したとき。
- (4) すべての正会員の同意があったとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が第 10 条の規定によりその資格を喪失したときは、本協議会に対する会員としての一切の権利を失い、義務を免れる。ただし未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本協議会は、会員がその資格を喪失しても既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第 4 章 総 会

(構成)

第 12 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 規約の制定改廃
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 理事及び監事の選任又は解任
- (7) 理事及び監事の報酬等の額
- (8) 会員の除名
- (9) その他総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 か月以内に開催するほか必要がある場合に開催する。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 すべての正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、総会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その請求があった日から 30 日以内の日を総会の日とする臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所並びに目的である事項及びその内容を記載した書面をもって、開催日の 7 日前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員に書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合は、開催日の 14 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その議長を総会において出席した正会員のうちから選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、すべての正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、すべての正会員の半数以上であって、すべての正会員の議決権の 4 分の 3 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 監事の解任
- (4) 正会員の除名
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使等)

第 19 条 総会に出席できない正会員は、書面又は代理人によってその議決権を行使することができる。

- 2 書面による議決権行使の場合は、議決権行使書に必要な事項を記載し、また、代理人による議決権行使の場合は、その権限を委任されたことを証する書面を事前に議長に提出しなければならない。
- 3 前二項の規定により議決権を行使する場合は、第 18 条の規定の適用については、当該正会員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第 20 条 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 21 条 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及びその総会において出席した正会員の中から選任された議事録署名人 2 名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役 員 等

(役員の種類及び定数)

第 23 条 本協議会に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 20 名以上 30 名以内
- (2) 監 事 2 名又は 3 名

- 2 理事のうち、1 名を会長、6 名以内を副会長、1 名を専務理事とする。また、理事のうち、1 名を常務理事又は常勤の理事とすることができる。
- 3 前項の会長、副会長のうち 1 名及び専務理事をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事又は常勤の理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 24 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、理事を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及び本定款で定めるところにより、本協議会を代表し、その業務を執行する。

- 3 副会長は、会長を補佐する。会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、代表理事である副会長が会長の業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協議会の業務を統轄する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐し、本協議会の業務を分担処理する。
- 6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協議会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第 27 条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第23条第1項に定める定数に満たなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 28 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

- 2 前項の規定により解任する場合は、第9条の規定を準用する。この場合において、条文中の「会員」を「役員」と読み替えるものとする。

(役員報酬等)

第 29 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において別に定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(損害賠償責任の免除等)

第 30 条 本協議会は、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、同法第111条第1項の役員損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

(顧問及び相談役)

第 31 条 本協議会に任意の機関として顧問 15 名以内及び相談役 6 名以内を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の決議により会長がこれを委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じて本協議会の運営上特に重要な事項について意見を述べることができる。

4 相談役は、会長の諮問に応じて専門的な事項について意見を述べるができる。

5 顧問及び相談役は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

6 顧問及び相談役の任期は 2 年とする。ただし、理事会で別段の決議がされない限り、再任されたものとみなす。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第 32 条 本協議会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 規約に附随する規則の制定改廃

(2) 本協議会の業務執行の決定

(3) 理事の職務の執行の監督

(4) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(5) 代表理事（会長を除く。）の選定及び解職

(招集)

第 34 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所並びに目的である事項及びその内容を記載した書面をもって、開催日の 7 日前までに、理事及び監事に通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 委 員 会

(設置)

第 38 条 本協議会の事業等の円滑な運営のため必要があるときは、理事会の決議を経て、本協議会の任意の機関として委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員長は、理事会において選任する。
3 委員会の委員は、普通会员の推薦に基づき、会長が選任する。
4 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

第 8 章 財 産 及 び 会 計

(事業年度)

第 39 条 本協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 本協議会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び収支決算)

第 41 条 本協議会の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
(2) 事業報告の付属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 正味財産増減計算書
(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第42条 本協議会が資金の長期借入（返済期間が1年以上の借入）をしようとするときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の決議を得るものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 本定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 本協議会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第45条 本協議会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第46条 本協議会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第47条 本協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 本協議会の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

第 12 章 補 則

(実施細則)

第 49 条 本定款の施行について必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

- 1 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 39 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本協議会の最初の代表理事は豊田章男(会長)及び守川正博(副会長)、業務執行理事は舟橋和幸(専務理事)とする。

附 則

この定款の一部変更は、総会の決議のあった日（平成 26 年 6 月 6 日）から施行する。